

知っていますか？「自転車安全利用五則」

自転車に乗るときの基本です。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。



しかし、例外として、次の場合には普通自転車は歩道を通行できます。

- 道路標識や道路標示などで認められている場合
- 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難な場合
- 車の交通量が非常に多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする車との接触事故の危険がある場合

④ 安全ルールを守る

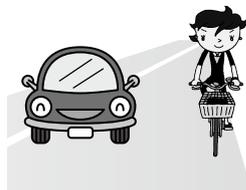
- 飲酒（酒酔い）運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 2台以上の並進（横に並んで走る）の禁止
- 夜間はライトを点灯する
- 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 制動装置（ブレーキ）不良の自転車は運転してはいけません。
- 傘差し運転の禁止
- 携帯電話の使用等（携帯電話を手に持つての通話や操作、画面を見続ける行為）の運転の禁止
- ヘッドホンで音楽を聞きながらの運転の禁止



自転車はルールとマナーを守って、安全に利用しましょう！

② 車道は左側を通行

道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。

歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。



⑤ 子どもはヘルメットを着用

保護者の皆さんは、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



近年、自転車の加害事故も 多く発生しています！

- 自転車も「車両」の仲間（軽車両）です。法律に違反して交通事故を起こすと、自転車の利用者は刑事上の責任を問われます。また、相手にけがを負わせた場合は、民事上の損害賠償責任も発生します。
- 自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けて、傷害補償と賠償責任補償のついている「TSマーク」（点検から1年間有効）を貼ってもらいましょう。